

郡山市農業委員会農地利用最適化推進委員会設置要綱

平成30年1月17日制定

(設置)

第1条 農地等の利用の最適化を推進するため、郡山市農業委員会農地利用最適化推進委員会議(以下「推進委員会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会議は、農地等の利用の最適化の推進(農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。)に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 推進委員会議は、郡山市農業委員会農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会議に委員長及び副委員長を置き、その選出は、推進委員の互選により定める。

2 委員長は推進委員会議を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員長は、推進委員会議を招集するときは、推進委員会議の日時、場所及び付議すべき事項を定め、推進委員に通知する。

(欠席の届出)

第6条 推進委員会議に出席することができない推進委員は、開催時刻までにその旨を委員長に申し出なければならない。

(企画委員会)

第7条 推進委員会議の円滑な運営等を図るため、推進委員会議に企画委員会を置く。

2 企画委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 推進委員会議の運営及び企画に関すること。

(2) 郡山市農業委員会との連絡調整に関すること。

(3) その他委員長が必要と認めたこと。

3 企画委員会は、委員長及び副委員長並びに企画委員2名をもって構成する。

4 企画委員の選任は、委員長の指名によるものとし、その任期は当該推進委員の任期とする。

5 企画委員会の招集は、委員長が開催日時、場所及び付議すべき事項を定め、あらかじめ副委員長及び企画委員に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(平成29年郡山市条例第23号)の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月11日から施行する。